

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第四条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第十九号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第四条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（令和三年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和五年五月十一日から適用する。

令和五年五月十一日

国税庁長官 阪田 涉

次の表により、「改正前」欄に掲げる規定をこれに順次対応する「改正後」欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
<p>「二〽三 略」</p> <p>四 規則第十条第三号に規定する方式は、規則第八条の電子情報処理組織を使用して行う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二條第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書若しくは同法第三十五条の第二項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書又は規則第二条第二項第六号イ若しくはロの電子証明書を送信する方式とする。</p>	<p>「二〽三 略」</p> <p>四 規則第十条第三号に規定する方式は、規則第八条の電子情報処理組織を使用して行う個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）又は規則第二条第二項第六号イ若しくはロの電子証明書を送信する方式とする。</p>
<p>備考 表中の傍線部分は改正部分であり、「」の記載は注記である。</p>	